

## 第1章 地域的な安全保障環境に対する日本の認識

アジア太平洋地域においては、相互依存関係が拡大・深化する中、安全保障課題の解決のため、国家間の協力関係の充実・強化が図られており、特に非伝統的安全保障分野を中心に、問題解決に向けた具体的な協力が進展しつつある。一方、グローバルなパワーバランスの変化はこの地域において顕著に表れている。我が国周辺地域には、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が集中しており、多数の国が軍事力を近代化し、軍事的な活動を活発化させている。また、朝鮮半島をめぐる問題や領土や海洋をめぐる問題が存在するなど不透明・不確実な要素が残されている。さらには、国際テロ、海賊問題、大規模災害、サイバー攻撃など、一国では対応することが極めて困難なグローバルな課題が存在する。

特に、北朝鮮による核・弾道ミサイル開発については、国際社会全体の平和と安定に対する重大な脅威であり、容認できるものではない。また、北朝鮮は、4月13日の「人工衛星」と称したミサイル発射等、挑発行為を繰り返しており、日本を含む地域の安全保障の観点から重大な不安定要因である。

北朝鮮が公表したウラン濃縮活動は、安保理決議及び六者会合共同声明の違反であり、国際社会の懸念が国連安保理等の場で適切な形で示されるべきである。また、国際社会が一致して、関連安保理決議に基づく対北朝鮮措置を着実に実施する必要がある。日本としては、右措置に加え、日本独自の措置を引き続き着実に実施していく。

六者会合については、北朝鮮側は、「無条件での六者会合再開」を主張してきているが、その再開のためには、まず北朝鮮が、非核化を始めとする2005年9月の六者会合共同声明における自らの約束を完全に実施する意思があることを、具体的な行動によって示す必要がある。他方で、4月の「人工衛星」と称するミサイルの発射に見られるように、2月23、24日の米朝対話において北朝鮮が約束したものを含めて、日米韓が北朝鮮に求めている具体的な行動は見られておらず、六者会合を直ちに再開できる状況にはない。

日米韓三カ国の緊密な連携を維持し、北朝鮮の具体的な行動を求めていくことの重要性は現在も変わりなく、引き続き、国連安保理決議等に基づく措置の着実な実施を含め、米国及び韓国と緊密に連携し、更には中国、ロシアといった関係国とも意思疎通を密にしていく考えである。

日朝関係については、日朝平壤宣言に則って、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決を図り、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を追求していくという従来の基本方針には変わりはない。特に、拉致問題は我が国の国家主権と国民の生命・安全にかかわる重大な問題でありすべての拉致被害者の方々の帰国を一刻も早く実現するため、北朝鮮の具体的な行動を引き続き強く求めていく。

## 第2章 我が国の安全保障政策及び防衛政策

### 1．日本の安全保障政策

日本は、安全保障上の諸課題に対処するため、適切な防衛力整備に努め、次に、日米同盟を現在の国際情勢を踏まえた形で深化・発展させていく。同時に韓国や豪州との協力や海上安全保障等の利害を共有するパートナー国との関係の強化や、地域の安全保障に大きな影響力を持つ中国やロシアとの安定した関係の構築に努めていく。さらには、A R F等の地域枠組みにおける連携・協力を推進し、「開放的で多層的なネットワーク」を構築していく。

### 2．日本の防衛政策

#### (1) 基本政策

我が国は、憲法のもと、国防の基本方針を基礎に、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安保体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備してきている。

#### (2) 防衛計画の大綱

2010年12月に、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」が策定された。「防衛計画の大綱」は、日本の安全保障の基本理念や基本方針、防衛力の意義や役割、さらには、これらに基づく、自衛隊の具体的な体制、主要装備の整備目標の水準といった今後の防衛力の基本的指針を示すものである。

同防衛大綱において安全保障の目標は、脅威の防止と排除、被害の最小化、脅威発生の予防、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保への貢献とし、その達成のため、「我が国自身の努力」、「同盟国との協力」、「国際社会における多層的な安全保障協力」を統合的に推進することとしている。また国際社会における多層的な安全保障協力として、特にアジア太平洋地域における協力については、「二国間・多国間の安全保障協力を多層的に組み合わせてネットワーク化することは、日米同盟ともあいまって、同地域の安全保障環境の一層の安定化に取り組むため不可欠」であるとしており、中でも多国間の安全保障協力については、A R Fや拡大A S E A N国防相会議（A D M Mプラス）等の枠組みを通じ、非伝統的安全保障分野を中心として、域内の秩序や規範、実地的な協力関係の構築に向け、適切な役割を果たすこととしている。

また、防衛力のあり方として、将来に向けて我が国が持つべき防衛力の基本的方向性として「動的防衛力」を構築するとの方針を示した。これは、情報収集・警戒監視等の平素の活動の常時継続的な実施、各種事態への迅速かつシームレスな対応、諸外国との協調的活動の多層的な推進を重視し、「運用」に焦点を当てた防衛力を実現しようとする考え方である。こうした考えの下、防衛大綱では、実効的な抑止及び対処、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化、グローバルな安全保障環境の改善といった役割を実効的に果たすため、自らの防衛力を

構築するのみならず、域内諸外国の能力構築支援等の取組みを行うこととしている。このため自衛隊は、即応態勢、統合運用態勢、国際平和協力活動の態勢を保持することとしている。

### (3) 防衛装備品等の海外移転に関する基準の策定

日本は、2011年12月に、防衛装備品等の海外移転に関する新たな基準を策定した。これは、防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策を検討するとの新防衛大綱の方針等を踏まえたものであり、今後、この新たな基準に基づき、一定の要件の下、平和貢献・国際平和協力活動については、相手国の要請や国際安全保障環境等を踏まえ、より積極的・効率的な活動が行えるようになる。また、国際共同開発・生産についても、米国に加え、日本との安全保障面での協力関係のある国との共同開発・生産が可能となる。なお、日本の、国際紛争等を助長することを回避するという平和国家としての基本理念については、引き続き堅持していく考えである。

### (4) 防衛関係費

防衛関係費は、自衛隊の維持運営経費のほか、防衛施設周辺的生活環境の整備、在日米軍駐留支援などに必要な経費を含んでいる。

2012年度防衛関係費は、歳出予算で、SACO(Special Action Committee on Okinawa)関係経費および米軍再編関係経費(地元負担軽減分)を除き、対前年度172億円(対前年度比0.4%)減額の4兆6453億円と10年連続のマイナスとなった。

なお、2012年度予算では、SACO関係経費として86億円及び米軍再編関係経費(地元負担軽減分)として599億円が予算措置されており、これを含めた防衛関係費の総額は、対前年度614億円(対前年度比1.3%)減額の4兆7138億円となる。また、これに東日本大震災からの復旧・復興に係る経費1136億円を加えると、対前年度522億円(同1.1%)増額の4兆8274億円となる。

## 3. 日米安全保障体制

日米安保体制は、日本及び極東に平和と繁栄をもたらし、また、アジア太平洋地域における安定と発展のための基本的な枠組みとしても有効に機能してきた。地域の安全保障環境が厳しさを増す今日、日米安保体制を一層深化させていくことは日米両国による地域の安全保障に対する重要な貢献である。このような認識の下、2011年6月に開催された日米安全保障協議委員会(「2+2」)では、日米安保50周年を契機に進めてきた協議プロセスの成果として、日米間の共通の戦略目標の見直し・再確認を行うとともに、安全保障・防衛協力、在日米軍再編、震災対応といった幅広い分野における具体的な進展と今後の協力の方向性を確認した。また、2012年4月27日には日米両政府は「2+2」共同発表を発出し、アジア太平洋地域における平和、安定及び繁栄を促進し、日米同盟の抑止力を強化するとの観点から、戦略上最適な米軍の態勢を実現するための施策に合意するとともに、効果的、

効率的、創造的な協力を強化することを確認した。同年5月1日には、日米首脳会談が開かれ、この「2+2」共同発表を高く評価するとともに、その着実な実施を確認した。また、両首脳は共同声明を発出し、両国の安全保障・防衛協力の更なる強化を目指すとともに、海洋、宇宙、サイバー空間といった新しい空間がルールに基づき利用されることを確保し、その大きな潜在性を保護し、発展させることに取り組むことで一致した。

### 第3章 我が国の地域的な安全保障に対する貢献

#### 1. 災害救援への我が国の取組み

日本は、アジア地域において発生した大規模災害に対する支援を積極的に行ってきた。2011年7月以降タイにおいて発生した洪水被害に対し、国際緊急援助隊として、地下鉄、上水道及び空港施設の防水対策専門家を派遣するとともに、排水ポンプ車10台及び専門家を派遣し排水活動を支援した。また、2011年度はARF参加国に対し、計8件の緊急援助物資供与及び計3件の緊急無償資金協力を行った。

マルチの枠組みにおいても、2009年より、東アジア首脳会議（EAS）各国関係者に防災分野の研修を実施しているほか、日中韓や日・ASEAN、ARFの枠組みにおいて、経験共有のための協力を行っている。また、ASEAN防災人道支援調整センター（ASEAN Coordinating Center for Humanitarian Assistance on Disaster Management：AHAセンター）に対し、通信関連機材の導入や、ICT専門家の派遣による支援を実施しているほか、災害発生時の緊急物資備蓄支援も実施していく予定。また、2011年7月の日・ASEAN外相会議で表明した「ASEAN防災ネットワーク構築構想」の実現に向けた取組の実施等、東日本大震災を踏まえ、防災に関する情報共有の推進、災害発生時の迅速かつ円滑な意思疎通の確保、支援派遣・受入れ調整を容易にする仕組みの構築、訓練の実施・能力の向上に関する協力に取り組んでいく所存である。

#### 2. テロ対策及び国境を超える犯罪対策

テロ対策分野において日本は、アジア・太平洋諸国との多国間・二国間のテロ対策協議を継続的に開催してきており、国際的なテロ対策協力の強化に努めている。2011年には、「第9回ARFテロ対策及び国境を越える犯罪対策に関する会期間会合」の共同議長をマレーシアと務め、新たな優先分野として過激化対策分野での活動を両国でリードすることとなった。日本はまた、「日ASEANテロ対策対話」、「国境を越える犯罪に関するASEAN+3閣僚会議（AMMTC）及び高級実務者会議（SOMTC）」などの枠組みの下での具体的プロジェクト支援により、東南アジアにおけるテロ・組織犯罪対策の強化に貢献してきた。この他、東南アジア諸国のテロ対策能力構築のために、出入国管理、航空保安、海上・港湾保安、法執行等の分野において、技術協力や機材供与等の支援を行っている。

国境を越えた犯罪対策の分野においても、日本はアジア・太平洋地域における取組みを強化してきた。第1に、国境を越えた法的枠組み等の強化である。例えば、

麻薬新条約を始めとする薬物関連条約に基づいてA R F 各国・地域と協力しつつ麻薬問題に取り組んでいる。サイバー犯罪条約については、国内担保法の施行を待っている状況であり、できるだけ早期に締結する考え。第2に、キャパシティ・ビルディングを含む途上国支援である。国連薬物犯罪事務所（UNODC）の犯罪防止刑事司法基金（CPCJF）及び国連薬物統制計画（UNDCP）基金を通じて、東南アジア地域の不正薬物対策、人身取引対策、腐敗対策及びテロ対策のためのプロジェクトを支援している。第3に、各国及び国際機関との政策協調を積極的に推進しており、アジア太平洋マネーロンダリング対策グループ、上述の国境を越える犯罪に関するASEAN+3閣僚会議、バリ・プロセスといった地域的な枠組みにも積極的に参加している。

### 3．軍縮・不拡散

日本は、核兵器のない平和で安全な世界の実現のために、NPTを基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化を極めて重視し、様々な外交努力を行っている。毎年国連総会に提出する核軍縮決議案（「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」決議案）採択や、2010年5月に開催されたNPT運用検討会議におけるNPTの3本柱（核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用）それぞれについての将来に向けた具体的な行動計画を含む最終文書の採択への貢献はその代表例である。また、核リスクの着実な低減に向けた実質的な貢献を行うことを目指し、2010年9月に日本及びオーストラリアが主導して、地域横断的な10か国で軍縮・不拡散イニシアティブ（NPTDI）を立ち上げ、これまで3回の外相会合を開催した。さらに2012年4月30日から5月11日まで、国連ウィーン本部で開催された2015年NPT運用検討会議第1回準備委員会において、NPTDIとして「核兵器の透明性（報告フォーム）」、「兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）」、「IAEA追加議定書」及び「軍縮・不拡散教育」に関する作業文書を提出した。このような取組を含め、「核兵器のない世界」に向けた現実的な歩みを着実に進めていく。

アジア・太平洋地域においては、軍縮・不拡散関連条約の締結促進及び国内履行強化、輸出管理体制の整備及び強化、並びに、拡散に対する安全保障構想（PSI）の理解促進及び取組強化の三つを大きな柱としてアウトリーチ活動を実施しており、アジア不拡散協議（ASTOP）やアジア輸出管理セミナー等の各種会合を毎年開催している。

また、2012年3月、ソウル核セキュリティ・サミットが開催され核テロの脅威は現実のものであるとの共通の認識に立って、それに備えて各国が具体的措置をとる必要性、諸国が連携して対処することの重要性などが確認された。東京電力福島第一原発事故から1年というタイミングで今次サミットが開催され、原子力安全と核セキュリティとの相互関係に注目が集まる中、野田総理より、原発事故から得られた教訓を踏まえ、核セキュリティ強化のための我が国の国内の取組を各国首脳と共有し、国際協力を促す基盤に資する措置を発信した。

### 4．海上安全保障にかかる我が国の取組み

海上航行の安全確保は、貿易国家である我が国のみならず国際社会全体にとって極めて重要であり、これを実現するためには、国際的な連携・協力が不可欠である。我が国はソマリア沖海賊問題に対処するために、アデン湾への自衛隊艦船及び哨戒機の派遣に加え、ソマリア及び周辺国の海上取締能力向上への支援を含む多層的な取組みを行っている。

また、我が国はアジア地域における海上航行の安全確保への取組みの一環として、アジア海賊対策地域協力協定（R e C A A P）を主導し、同協定に財政的な貢献に加え事務局長等を派遣するといった人的な貢献も積極的に行っている。現在、我が国はR e C A A Pにおいてアジアの海賊対策から得られた経験や知見をソマリア海賊対策に活用するよう取り組んでいる。

さらに、我が国は2011年のE A Sにおいて、海洋はアジア太平洋地域を連結する公共財であり、紛争の平和的解決、航行の自由、国連海洋法条約を含む国際法の遵守といった海洋に関する基本的なルールの重要性については参加国の間で共有されているものと理解している旨述べ、また、海洋における協力のあり方について政府関係者と民間有識者が参加して幅広く自由に意見交換できる場を設けることが重要である旨を述べた。

A R Fにおいては、我が国は2011年7月まで海上安全保障会期間会合（I S M）の共同議長国をつとめ、現在は信頼醸成に関する優先分野のリード国をマレーシアとともにつとめている。2012年3月には、リード国としての取組みの参考とするために国際ワークショップ「海上安全保障における信頼醸成措置」を東京にて開催した。引き続き、リード国として優先分野の具体化に向けて貢献していきたいと考えている。

## 5．A D M Mプラスにおける取組み

A D M Mプラスは、地域における様々な安全保障上の共通の課題を幅広く取り上げる枠組であり、日本としても、地域における安全保障協力の大きな柱として発展させるべく、A D M Mプラスにおける取組を積極的に支援している。

A D M Mプラスの枠組みには、メンバー国間の共通の安全保障課題を議論するために、人道支援・災害救援（H A / D R）、海上安全保障、対テロ、防衛医学及びP K Oの5分野の専門家会合（E W G）が設置されている。我が国も各E W Gに参加し、積極的に各国との意見交換や提言を行うことで、地域における安全保障協力の一層の強化に取り組んでいる。

現在、我が国はシンガポールと防衛医学E W Gにおいて共同議長を務めている。同E W Gは第1回会合を2011年7月に開催し、人道支援・災害救援分野における防衛医学上の経験や課題の共有を行った。2012年7月には、第2回会合として東京で机上演習（T T X）を実施する予定であり、引き続き、防衛医学分野におけるメンバー国間の協力強化に向けて取り組んでいく所存である。

A D M Mプラスは、地域の安全保障上の課題について多国間で幅広く率直に議論できる重要な枠組であり、我が国としては、A D M Mプラスが、制限を設けず、あらゆる課題を率直に議論できる枠組であり続けることが重要と考えている。

A R F は、アジア太平洋地域全体の安全保障枠組みとして、安全保障に関する情報交換や2011年3月に我が国とインドネシアで共催したA R F 災害救援実動演習のような現場に即した演習を行う場としては非常に有効に機能しつつある。日本としては、A R F が、第1段階の「信頼醸成の促進」から第2段階の「予防外交の推進」へと進み、更に第3段階の「紛争へのアプローチ」を目指して発展していく道を着実に進むことが重要であると考えている。この点で、昨年7月に開催されたARF閣僚会合における予防外交ワークプランの採択は、ARFが行動指向型の組織へと進化し、信頼醸成の段階から予防外交の段階へと発展していくことを示している。国家間の対立の問題など伝統的安全保障の問題については、国家主権などの関係もあり、メンバー国間で考え方が異なることから、A R F の枠組みを発展させることについては困難も存在するが、引き続き地域の安全保障環境の向上のための対話を続けることが重要である。

他方、A R F をこれまでの単なる意見交換の場（a talk shop）から行動指向型の（action oriented）枠組みに変えていくべく、テロ対策、災害救援、不拡散・軍縮、海上安全保障、P K O といった非伝統的安全保障分野での協力も着実に進化させていくことが重要かつ現実的なアプローチと考える。非伝統的安全保障分野での課題に対しては、各国の利害も一致しやすく、A R F においてもワークプランの策定、机上演習・実動演習の実施といった具体的な協力が少しずつ進み始めている。A R F ビジョン・ステートメント行動計画も策定され、各分野の協力の方向性も示されたことで今後具体的な活動が進み、A R F の機能向上に繋がることが期待されるところ、日本としても各分野で具体的イニシアティブを発揮し、A R F の機能向上に積極的に貢献していく。

（了）